

— 記載上の注意 —

※印のある初診料・再診料・指導料は点数ではなく、金額で算定する。

※令和8年5月末日までの診療については、再診料1,420円で算定し、令和8年6月以降の診療から再診料1,430円で算定する。

- 1 救急医療管理加算は、初診時に救急医療が行われた場合、1回限り算定できる。

(入院) 入院初日6,900円・(外来) 初回来院日1,250円

なお、入院については初診に引き続き入院している場合は7日間を限度に算定可。

- 2 労災指導料は、義歯指導料と重複しない、医学的な指導を行ったとき算定する。(1歴日1回)
- 3 点数及び回数を記入して請求すること。また、明細書によらない点数を算定する場合は「その他」欄に内容・点数及び回数を記入すること。
- 4 健康保険による算定後支払済みで、労災請求する場合は、初診料・再診料・指導料を労災の金額に直さず、健康保険の点数(1点10円)により、算定してください。その場合は診療報酬明細書(写)の添付で差し支えありません。

記載上の注意

※印のある初診療・再診料・指導料は点数ではなく、金額で算定する。

- 1 救急医療管理加算は、初診時に救急医療が行われた場合、一回限り算定できる。

《入院：入院初日 6,900 円・外来：初日来院日 1,250 円》

なお、入院については初診に引き続き入院している場合は7日間を限度に算定可。

- 2 労災指導料は、義歯指導料と重複しない、医学的な指導を行ったとき算定する。(一暦日一回)
- 3 点数及び回数を記入して請求すること。また、明細書によらない点数を算定する場合は「その他」欄に内容・点数及び回数を記入すること。